

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成20年1月

在青島、在ナッシュビルの各総領事館を新設し、在マカッサル総領事館を廃止する。また、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するとともに、外務公務員の住居手当、子女教育手当及び研修員手当について、所要の改定を行う。

1. 背景

在留邦人数や日系企業数の増加が著しい青島及びナッシュビルに総領事館を新設するとともに、外務省の組織の合理化努力の一環として、インドネシアのマカッサル総領事館を廃止するために、所要の規定の整備を行う必要がある。また、在勤基本手当の基準額等について、物価・為替の変動、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

2. 法律案のポイント

(1) 在外公館の整備関係

- (イ) 在青島、在ナッシュビルの各日本国総領事館を新設する。
- (ロ) 在マカッサル総領事館を廃止する。

※なお、平成20年度に新設する5大使館（トンガ、グルジア、ラトビア、ブルキナファソ、モーリタニア）については、既に法律上は「兼館」として規定されていることから、法律の改正は要せず、平成20年度予算の成立により新設することが可能になる。

(2) 給与関係

- (イ) 円安及び海外インフレによる目減り分について手当することを基本として、各国ごとの最新の事情を踏まえ在勤基本手当の基準額を改定する。
- (ロ) 配偶者を伴わないが子女等を伴う在外職員の住居手当の限度額について、配偶者を伴う在外職員と同様とする改正を行う。
- (ハ) 在外職員の子教育手当について、高等学校3年相当の学年の終了時まで19歳になる子女に関しても支給対象とする改正を行う。また、必要経費が最高支給額を超過する場合には、超過額の50%を追加的に加算支給する改正を行う。
- (二) 在勤基本手当の改定と連動して研修員手当の支給額を改定する。